



旭市高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画

住み慣れた地域で 元気に安心して暮らし続けられるまちづくり

令和3年度～令和5年度

概要版

令和3年3月
千葉県 旭市

ごあいさつ



平成12年4月に介護保険制度が施行されてから20年が経過し、高齢期の暮らしを支える必要不可欠な制度となりました。

本市の高齢化率は、令和2年10月時点で30.8%となっており、今後もさらに上昇が見込まれ、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年(2040年)には、3人に1人以上が高齢者となることが予想されます。

本市では、「生涯活躍のまち・あさひ形成事業」を推進するなかで、元気な高齢者が仕事やコミュニティ活動など多方面で活躍し、また、介護が必要な状態になっても安全・安心で豊かな生活を継続して送れるように、医療と介護が連携した拠点と体制づくりを目指しています。さらに、高齢者の皆様が主体的に取り組まれる介護予防活動や住民主体の生活支援など、共に支え合う地域づくりが求められており、市民の皆様の参画が大いに期待されるところです。

このような本市の実情を踏まえ、今後3年間の高齢者福祉や介護保険事業についての基本的な考えを示した「旭市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画では、必要な介護サービスの確保と介護予防・日常生活支援総合事業などを市民の皆様と協働で展開することにより、「医療、介護、予防・重度化防止、住まい、生活支援」を包括的に確保する地域包括ケアシステムを充実させ「住み慣れた地域で、元気に安心して暮らし続けられるまちづくり」を目指して全力で取り組んでまいりますので、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました計画策定委員の皆様をはじめ、様々な機会を通じてご意見をいただきました市民の皆様、ならびに関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月
旭市長 明智忠直

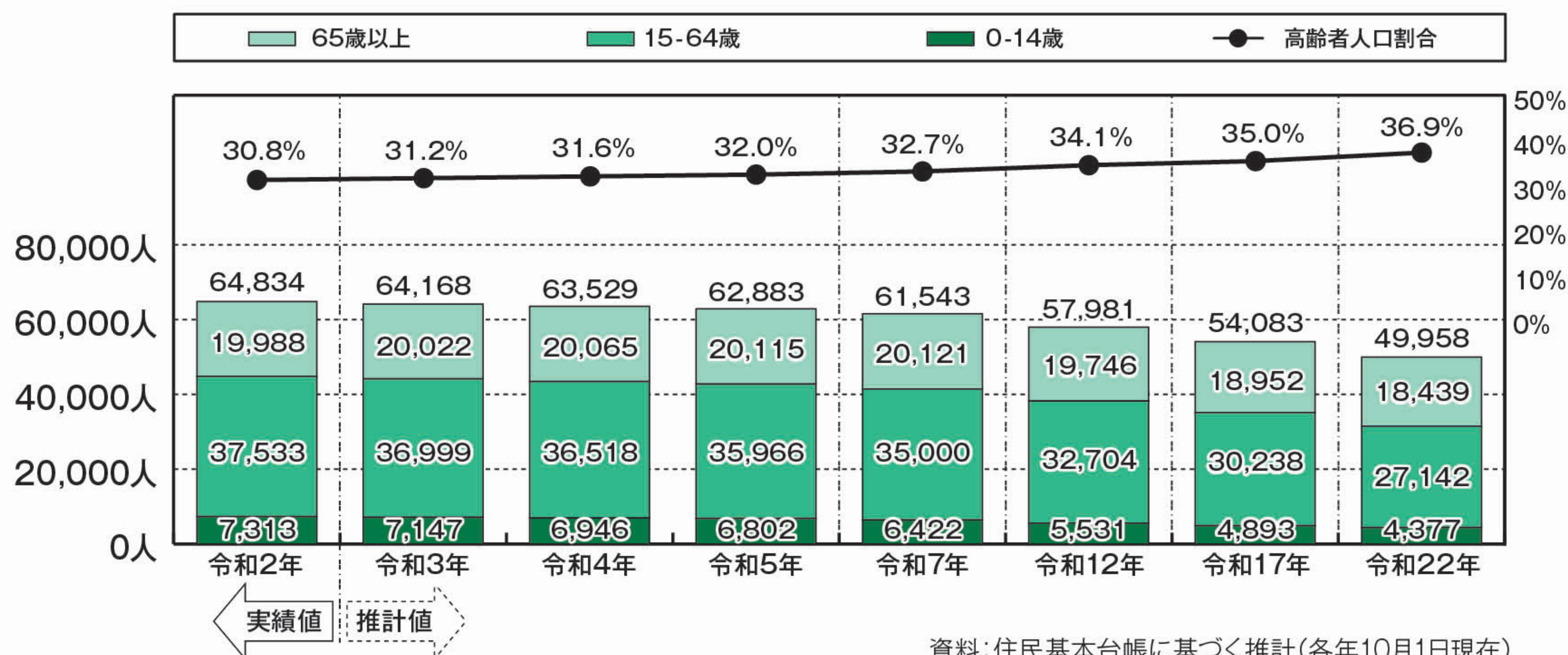
旭市の高齢者数等の将来推計

人口と高齢者人口の推計

本市の住民基本台帳を基に、コーホート変化率法(同じ年に生まれた人々の動向から変化率を求め、その結果に基づき将来人口を推計する方法)により算出した推計人口をみると、本市の総人口は年々減少し、計画最終年の令和5年には62,883人となるが見込まれます。

65歳以上の高齢者人口は令和7年をピークに減少に転じますが、年少人口と生産年齢人口が一貫して減少することに伴い、高齢化率は増加を続け、令和22(2040)年には36.9%に達する見通しです。

旭市の推計人口

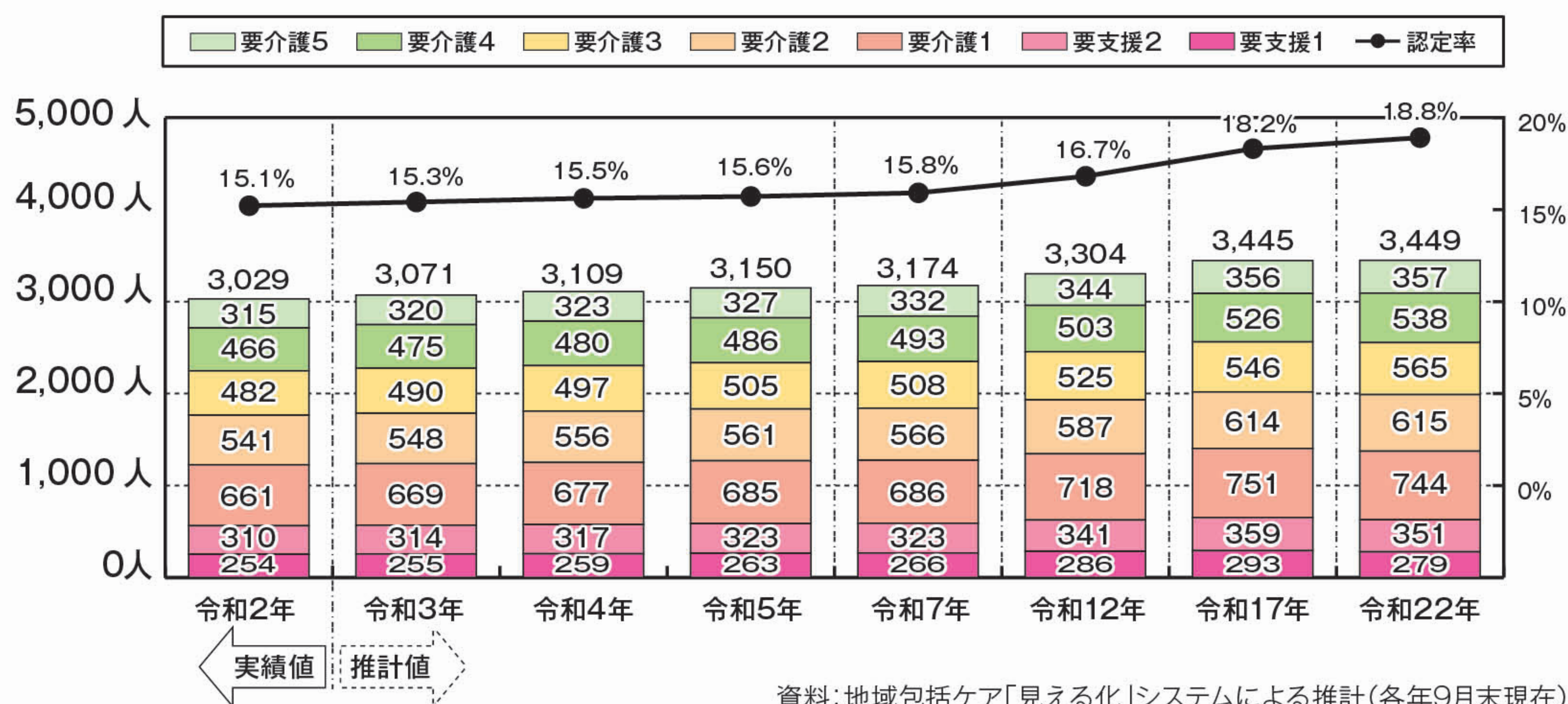


※本計画における推計人口は、介護保険料を算出するために、直近の住民基本台帳を活用して推計しており、市の将来展望を盛り込んだ第2期旭市総合戦略等の推計人口とは性質が異なるものです。

要支援・要介護認定者の推計

本市の要支援・要介護認定者数の推計をみると、年々増加し、計画最終年の令和5年には3,150人となり、その後も増加を続け、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には3,449人となることが見込まれます。

旭市の要支援・要介護認定者数の推計



計画の基本理念と基本目標

基本理念

住み慣れた地域で 元気に安心して暮らし続けられるまちづくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者福祉サービスや介護保険サービス等の各種の福祉サービスの更なる充実とともに、人生経験豊かな高齢者が、健康で、地域の様々な活動に参加し、生きがいのある生活をするこことのできる環境づくりを進めます。

地域に暮らす高齢者や家族が幸せな生活を送れるように市民、地域の活動団体、関係機関、行政の連携を充実させ、地域で支え合う仕組みづくりを推進します。

また、団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7（2025）年と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えて、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するとともに、その中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの更なる充実を図ります。

基本目標 1 介護予防と健康づくりの充実・推進

基本目標 2 自立した暮らしを支える地域の体制づくり

基本目標 3 認知症施策の推進と在宅における医療・介護の支援

基本目標 4 安全・安心な生活環境の整備

基本目標 5 介護サービスの充実

自立した暮らしを支える地域の体制づくり

●主な施策

地域包括支援センターの機能強化

増加する高齢者と複雑化する相談に対応することができるよう、地域包括支援センターの更なる充実を図るため、市内全域を社会福祉法人に委託し、地域に密着した事業展開ときめ細やかな支援体制を整えます。

市の直営センターは基幹型センターとして地域包括ケアシステムの構築のため市の責務を果たすとともに、センター間の総合調整と後方支援を行います。また、新規に委託する中央地域包括支援センターは他のセンター業務を支援する「機能強化型センター」として位置づけます。

市内全域委託となる第8期以降は、高齢者の増加や複合的な問題等社会情勢の変化を踏まえ、地域の実情に応じた地域包括支援センターのより良い相談体制のあり方について、共生社会の実現をめざした検討をしていきます。

地域包括支援センターの配置と担当地域

名 称	担当地域	高齢者人口※ (構成比)	運営形態
旭市中央 地域包括支援センター	旭地域(中央小、矢指小、富浦小学校区)	6,722人 (33.9%)	委託 (機能強化型)
旭市北部 地域包括支援センター	旭地域(豊畑小、共和小、琴田小、干潟小学校区) 干潟地域(萬歳小、中和小、古城小学校区)	6,782人 (34.2%)	委託
旭市東部 地域包括支援センター	海上地域(滝郷小、鶴巻小、嚶鳴小学校区) 飯岡地域(飯岡小、三川小学校区)	6,321人 (31.9%)	委託
旭市基幹型 地域包括支援センター	市全域	19,825人 (100%)	直営

※高齢者人口は令和2年4月1日現在

地域包括支援センター担当エリアマップ



高齢者が疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活が続けることができるよう、地域の医療機関と緊密に連携しながら、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を図ります。

地域住民が在宅医療や介護について理解し、必要なサービスを適切に選択できるよう「高齢者を支える医療と介護の情報マップ」の配布等による情報提供を行います。

A cartoon illustration of a family of six. From left to right: a woman with brown hair wearing a purple cardigan and blue skirt; a man with grey hair wearing a blue shirt and grey pants holding a baby; a woman with brown hair in a bun wearing a yellow shirt and white skirt; a young boy with black hair wearing a striped shirt and shorts; and an older man with grey hair wearing a grey vest and brown pants. All family members are smiling and waving their hands.

私の希望ノート

～こころのまとめ～



つなげよう
自分の想い

氏名

私の担当介護支援専門員（ケアマネジャー）

記 載 日 年 月 日

人生を振り返り、あなたのこれまでの生涯や希望をわかりやすくまとめることで、将来家族を助けることにつながります。もしもの時、あなたの気持ちや希望された生活を安心して送るために、ぜひこのノートをご活用ください。

令和2年度発行：市川市高齢者福祉課、主任介護支援専門員人生会議担当

4

XX

「旭市地域防災計画」に基づき、地震や津波などの災害に際して、地域の高齢者等の安全が確保されるよう、自主防災組織の育成や避難誘導體制の確立、危険箇所の把握、避難場所の確認などに努めます。

親族等がなく、判断能力が十分でない認知症高齢者の福祉の充実を図るため、成年後見制度利用に係る市長申立ての手続きや経済的負担に関する支援を行います。

5

[illegible]

●第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料

＜所得段階別保険料額＞

第8期計画(令和3年度～令和5年度)における第1号被保険者の所得段階別の保険料は、
保険料基準額(年額64,800円)に保険料率を乗じて求めます。

所得段階	対 象 者		保険料率	保険料額	
				年額(円)	月額(円)
第1段階	●生活保護を受給している方		【軽減前】 ×0.5 【軽減後】 ⇒0.3※2	19,440	1,620
	世帯全員が 市民税非課税	●老齢福祉年金を受給している方 ●前年の合計所得金額※1＋課税年金収入額が80万円以下の方			
		●前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の方			
第2段階		●前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超えている方	【軽減前】 ×0.65 【軽減後】 ⇒0.4※2	25,920	2,160
第3段階		●前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超えている方	【軽減前】 ×0.75 【軽減後】 ⇒0.7※2	45,360	3,780
第4段階	本人が 市民税非課税 (世帯に市民税 課税者がいる)	●前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	×0.9	58,320	4,860
第5段階		●前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超えている方	【基準額】 ×1.0	64,800	5,400
第6段階	本人が 市民税課税	●前年の合計所得金額が120万円未満の方	×1.2	77,760	6,480
第7段階		●前年の合計所得金額が 120万円以上210万円未満の方	×1.3	84,240	7,020
第8段階		●前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満の方	×1.5	97,200	8,100
第9段階		●前年の合計所得金額が 320万円以上540万円未満の方	×1.7	110,160	9,180
第10段階		●前年の合計所得金額が 540万円以上1,000万円未満の方	×1.8	116,640	9,720
第11段階		●前年の合計所得金額が 1,000万円以上の方	×2.0	129,600	10,800

※1 合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
※2 低所得者(市民税非課税世帯)の介護保険料軽減強化として、全額公費による軽減が行われます。保険料額は軽減後の金額です。